

公益社団法人日本母性衛生学会 バナー広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人日本母性衛生学会（以下「本会」という）が公開・管理するホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 公益社団法人日本母性衛生学会ホームページ（以下「本会ホームページ」という）は、本会が管理するホームページで、<http://www.bosei-eisei.org>で始まるものをいう。
- (2) バナー広告

広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という）の社名・団体名等を識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(バナー広告の規格等)

第3条 バナー広告を掲載する位置及び枠数、規格については、原則として次のとおりとする。

- (1) 位置及び枠数
トップページ（以下「トップ」という） 左 6 枠
申し込み順に上の位置から掲載する。
- (2) 規格
商像：静止画像
サイズ：縦 40 ピクセル横 200 ピクセルまたは縦 60 ピクセル横 234 ピクセルなど
フォーマット：jpeg、png、gif
データ容量：1 件 15KB 以下
その他の制限など：リンクに対するスクリプトの埋め込みは不可

(同一広告主が同一月に申し込み可能なバナー枠)

第4条 トップにおいて、同一広告主が同一月に申し込み可能な枠数は以下のとおりである。

トップ：1 枠

(バナー広告等の内容)

第5条 バナー広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、本会の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの

- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 意見広告
- (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) 個人の氏名広告
- (7) あたかも本会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (8) その他、掲載する広告として適当でないと本会が認めるもの

(バナー広告の禁止表現)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、そのバナー広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) 本会の情報と錯誤するおそれがあるもの
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(バナー広告の掲載期間)

第 7 条 バナー広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

- 2 バナー広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という）は、原則として当該広告を掲載する月の第 1 日とする。
- 3 バナー広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日、日曜日、祝日及び年末午始に当たる場合は、本会が別に定める。

(掲載の決定)

第 8 条 本会は、第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

- 2 本会は、提出されたバナー広告案の内容が第 5 条及び第 6 条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。
- 3 本会は、第 3 条の規定で定めた枠数を超えてバナー広告掲載の申し込みがあった場合、掲載申込順にて掲載するものとする。
- 4 掲載の決定に関する審査は、本会広報専門担当が行い、理事会に報告する。

(バナー広告原稿の提出)

第 9 条 広告主は、掲載する広告原稿を、掲載開始日から起算して 14 日前までに、本会に提出するものとする。

- 2 広告主は、前項による原稿提出と同時に、リンク先 URL を指定するものとする。

(掲載の取消し)

第 10 条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちにバナー広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第 5 条又は第 6 条の規定に反すると判断したとき。
- (2) 定める日までに掲載料が振り込まれないとき。
- (3) その他、バナー広告の掲載を継続することが適切でないと本会が判断したとき。

2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、本会は、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。

3 第 1 項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、本会は、広告主が本会に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

4 第 1 項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、本会は、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

(掲載の取り下げ)

第 11 条 広告主は、自己の都合により、バナー広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、書面により本会に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定によりバナー広告の掲載が取り下げられた場合、本会は広告主が本会に 納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

(バナー広告の変更)

第 12 条 広告主は、バナー広告の掲載期間が複数月の場合は、1 か月単位で当該広告の内容を変更することができる。バナー広告の内容を変更するときは、変更しようとする日から起算して 14 日前までに、広告原稿を本会に提出するものとする。

(リンク先の URL の変更)

第 13 条 広告主がバナー広告のリンク先 URL を変更するときは、変更しようとする日から起算して 14 日前までに、本会に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第 14 条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他、バナー広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(バナー広告掲載料金)

第 15 条 本会ホームページへのバナー広告掲載料金は、別紙の通り定めるものとする。

(改廃)

第 16 条 本要綱の改廃は、理事会の承認を経て行うものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本会の判断に従うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、バナー広告の取扱いに関して必要な事項は、本会が別に定める。

3 本件について、問い合わせ先は以下の通りとする。

公益社団法人日本母性衛生学会事務局

〒135-0031 東京都江東区佐賀 1-11-11 東海永代ハイツ 406

TEL: 03-3820-2117 / FAX: 03-3820-2118

E-mail address:other@bosei-eisei.org

附則

(施行期日) この要綱は平成 28 年 4 月 9 日から施行する。

平成 28 年 10 月 15 日一部改正

公益社団法人日本母性衛生学会ホームページ バナー広告掲載料金について

1 本会ホームページへのバナー広告掲載について、掲載期間により以下の料金を提示する。(注 1)

- ① 1か月掲載 : 10,000 円
- ② 3か月掲載 : 30,000 円
- ③ 6か月掲載 : 60,000 円
- ④ 1年掲載 : 100,000 円

2 本会ホームページへのバナー広告掲載料金支払いについて、以下の通り定める。

- (1) 本会は、広告主に、掲載申込期間分の掲載料金を一括請求する。
- (2) 料金の支払いは掲載開始日から起算して 7 日前までに本会が指定する口座に振り込むものとする。

注 1 : 上記に提示の掲載料金は、消費税別とする。